口蹄疫に対する迅速な支援対策の実施を求める意見書

本県において発生した口蹄疫は未だ終息の兆しが見えず、畜産をはじめとした農業が基幹産業の一翼を担っている本市においては、あらゆる産業に影響をおよぼしている。よって国（県）におかれては、口蹄疫の被害を受けた市内畜産業及び風評等の二次被害を受けている農業をはじめとした市内商工業等への支援対策、並びに急速に悪化してきている地域経済の活性化対策を迅速に講じるよう下記のとおり強く要望する。

記

１．感染経路の解明を徹底的に行い、適切な再発防止策を講じること。
２．長期にわたる搬出制限区域内（10㎞～20㎞圏内）での患畜発生により、新たに移動制限区域内となった口蹄疫ワクチン接種をしていない農家に対しても、出荷遅延対策や経営再建の支援措置を早急に講じること。また、長期の搬出制限による影響で死亡した家畜についても支援措置を講じること。
３．被害を受けた畜産農家で再建を希望する農家に対し、経営再建に向けての総合的な対策を講じること。
４．風評等の間接的な被害を受けている農家に対し、農産物の安定した流通体制と適正な価格を維持するための方策を講じること。
５．影響を受けた事業者に対する無利子の融資制度の創設及び融資審査の簡略化と既往資金の猶予及び優遇措置を講じること。
６．影響を受けた事業者に対し税制上の優遇措置を講じること。
７．口蹄疫の影響をうける獣医師、削蹄師、人工授精師、解雇を余儀なくされた従業員、関連就業者に対する就職の斡旋、生活支援及び継続雇用者への支援を講じること。
８．風評被害の防止に向けた指導を徹底すること。
９．被害を受けた地域の復興に向けた自治体独自の振興策への財政措置を講じること。
10．口蹄疫の発生により影響を受けた畜産農家及び関係者等に対し、精神的なケアへの支援策を講じること。
11．防疫等を講じるための家畜伝染病予防法が機能しなかったことは明らかである。よって、今後の被害時に即応できるよう見直しを早急に講じること。
12．口蹄疫特別対策措置法第22条（牛、豚等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措置）の対象事業者に飲食業者等を加えること。また、同法23条（地域再生のための支援）の適用範囲を拡げ、地域活性化への支援対策を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年6月２２日

宮崎県西都市議会

《提　出　先》

衆議院議長	横路孝弘殿	参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	菅　直人殿	総務大臣	原口一博殿
財務大臣	野田佳彦殿	農林水産大臣	山田正彦殿
経済産業大臣	直嶋正行殿	宮崎県知事	東国原英夫殿